

制定実施 平成 11 年 8 月 1 日

## 1. 目的

この要綱は、建築基準法（以下「法」という。）第 44 条第 1 項ただし書の規定（第 2 号に係るものに限る。）による特定行政庁の許可において、公益上必要な建築物で通行上支障がないと認めるものの判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用をはかることを目的とする。

## 2. 許可基準

（適用の範囲）

第 1 条 この基準は、公衆便所、巡査派出所その他次の各号の一に該当する公益上必要な建築物で、通行上支障がないものについて適用する。

- （1）道路管理者が道路交通環境の整備、又は道路利用者の利便をはかる目的で設ける建築物
- （2）公共交通機関である路線バス、地下鉄などの事業者が、その利用者の利便をはかる目的で設ける建築物
- （3）その他公益上必要な建築物で、市長が特にやむを得ないと認めるもの

（建築物の位置）

第 2 条 建築物の位置については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （1）通過のための歩行者、自動車などの通行上支障がないこと。
- （2）当該道路に接する土地利用のための通行上支障がないこと。
- （3）歩車道の区別のある道路のうち歩道部分内に位置すること。ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。
- （4）災害時の避難、及び消防活動等に支障がないこと。

（建築物の構造、規模等）

第 3 条 建築物の構造、規模等については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （1）階数は、地階を除く階数が 1 以下であること。ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。
- （2）建築面積は、50m<sup>2</sup> 以下であること。ただし、外気に開放され外部と一体となった開放性の高い上屋型式のもの、又は市長が特にやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。
- （3）歩行者や自動車などの通行のための視界を妨げないように配慮すること。
- （4）建築物の外観、色彩等については、周辺との調和をはかり都市の美観向上に配慮したものとすること。

## 3. 維持管理

当該規定により許可を受けた建築物については、通行上支障のないように適正に維持管理を行うこと。

## 4. 手続き

申請手続きについては、「建築基準法第 44 条第 1 項ただし書許可（第 2 号関連）申請の手続き要領」によること。

附則 この要綱は、平成 11 年 8 月 1 日から実施する。